

2014年12月8日

法務大臣  
上川 陽子 殿

「特定秘密の保護に関する法律」の施行に対する意見書

一般社団法人日本新聞協会

2014年12月10日に予定される特定秘密保護法の施行に向けて、日本新聞協会の意見を表明する。

特定秘密保護法については2013年10月に法案への意見書を提出した。その中で以下の懸念を示した。

- ・「国民の知る権利」や取材・報道の自由を阻害しかねない。
- ・何が特定秘密に当たるかをチェックする仕組みがなく、政府・行政機関にとって不都合な情報を恣意的に指定し、国民に必要な情報まで秘匿する手段に使われる疑念が残る。
- ・基本的人権を「不当」に侵害してはならないとするが、「不当」の範囲が不明確である。
- ・特定秘密の漏えいに対する10年以下の懲役は重く、公務員らの情報公開への姿勢を過度に萎縮させる疑念がある。報道機関の正当な取材が漏えいの教唆と判断され、罪に問われかねない。

政府は2014年10月に関連政令と運用基準を閣議決定した。このうち運用基準には「報道又は取材の自由については、国民の知る権利を保障するものとして十分に配慮する」などの文言が盛り込まれた。しかし上記の疑念が全て払拭されたとはなお言いがたく、適切な運用を強く求めるものである。

法律の施行にあたっては、情報公開制度との両立が極めて重要だと考える。秘密指定された文書が将来公開されたときに「こんなものまで隠す必要があったのか」という歴史の審判がなされることは、恣意的な秘密指定への重要な歯止めとなるが、現状では秘密文書が公開されることなく、廃棄される可能性がある。こうした懸念が生じないよう法律を運用するとともに、情報公開関連の法整備を充実させていくことが必要である。

法律の施行後に国民生活に不都合が出ていないかを検証する作業も重要である。運用基準には「5年後の見直し」が盛り込まれたが、できる限り早期に、必要に応じて見直し作業に取り組むべきである。

国の三権の抑制機能に鑑み、立法府も適切に関与すべきである。特定秘密保護法は、特定秘密に指定された情報の国会への提供に関して「我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めることについて行政機関の長の同意を得た場合に限る」としている。国会の情報監視審査会が指定の取り消しなどを勧告しても行政機関が従わない場合、行政機関にさらなる説明責任を課すなどの措置が必要である。

以 上